

### 3 高齢者の意識への対応

プランの策定にあたり、高齢者の生活状況や活動状況、また超高齢社会に対する意識や介護保険サービスに対する意向等の実態を把握するため、「高齢者一般」「在宅要支援認定者調査」「在宅要介護認定者調査」の3区分でアンケート調査を実施しました。

#### (1) 調査の概要

##### 【調査対象・回収状況】

(単位：人、通、%)

| 種別         | 対象者  | 対象者人口   | 発送数   | 有効回収数 | 有効回収率 |
|------------|--|---------|-------|-------|-------|
| 高齢者一般調査    | 市内在住の65歳以上の人で、介護認定を受けていない人                                   | 184,113 | 3,000 | 1,936 | 64.5  |
| 在宅要支援認定者調査 | 市内在住の介護認定（要支援1・2）を受けている人（施設入所者を除く。介護保険サービス未利用者を含む。）及び事業対象者の人 | 12,330  | 3,000 | 1,823 | 60.8  |
| 在宅要介護認定者調査 | 市内在住の介護認定（要介護1～5）を受けている人（施設入所者を除く。介護保険サービス未利用者を含む。）          | 19,722  | 3,000 | 1,561 | 52.0  |
| 合計         |  | 216,165 | 9,000 | 5,320 | —     |

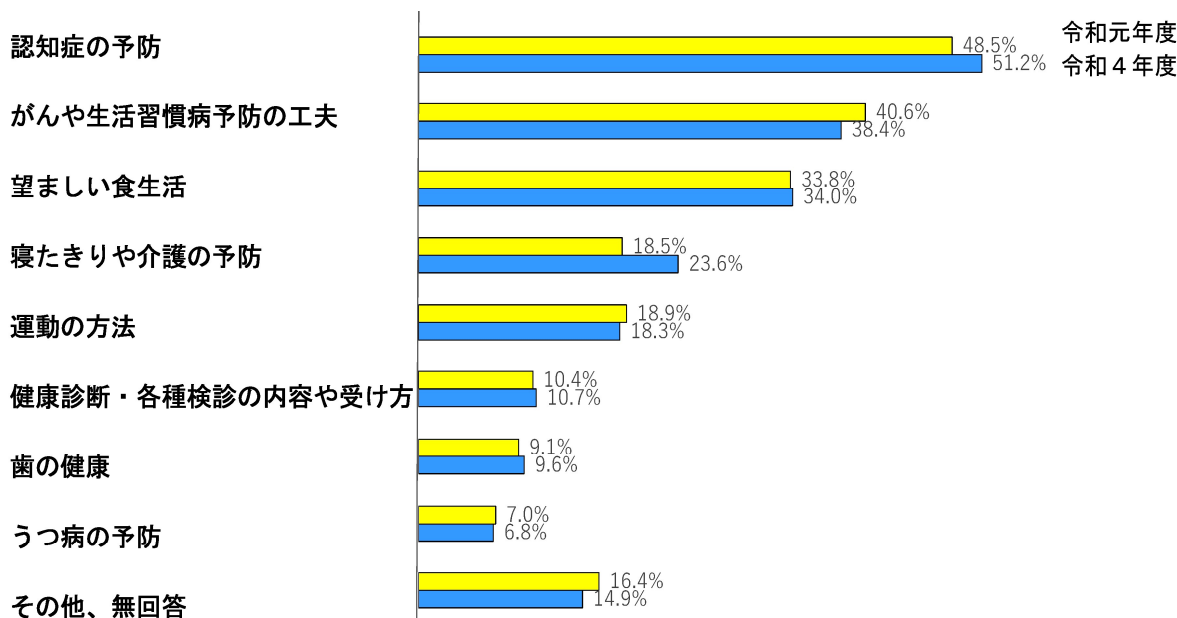
※対象者人口：令和4（2022）年4月1日現在

##### 【調査方法等】

抽出方法 介護保険システムから該当者を無作為抽出  
 基準日 令和4（2022）年11月25日現在  
 調査方法 郵送（自記式）  
 調査期間 令和4（2022）年12月14日～令和5（2023）年1月10日

#### (2) 調査結果（抜粋）

##### 【健康について知りたいこと】



「認知症予防」への関心が、前回と同じく第1位

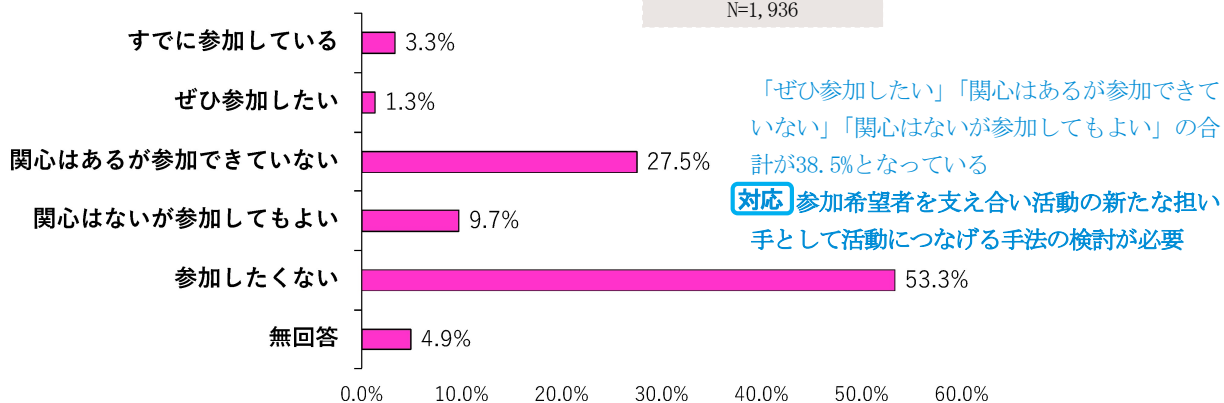
がん・生活習慣病予防、食生活等への関心度も上位に位置づけられている

**対応** 関心事項に関する適切な情報提供の必要性

高齢者一般調査 N=1,936  
 在宅要支援認定者調査 N=1,823

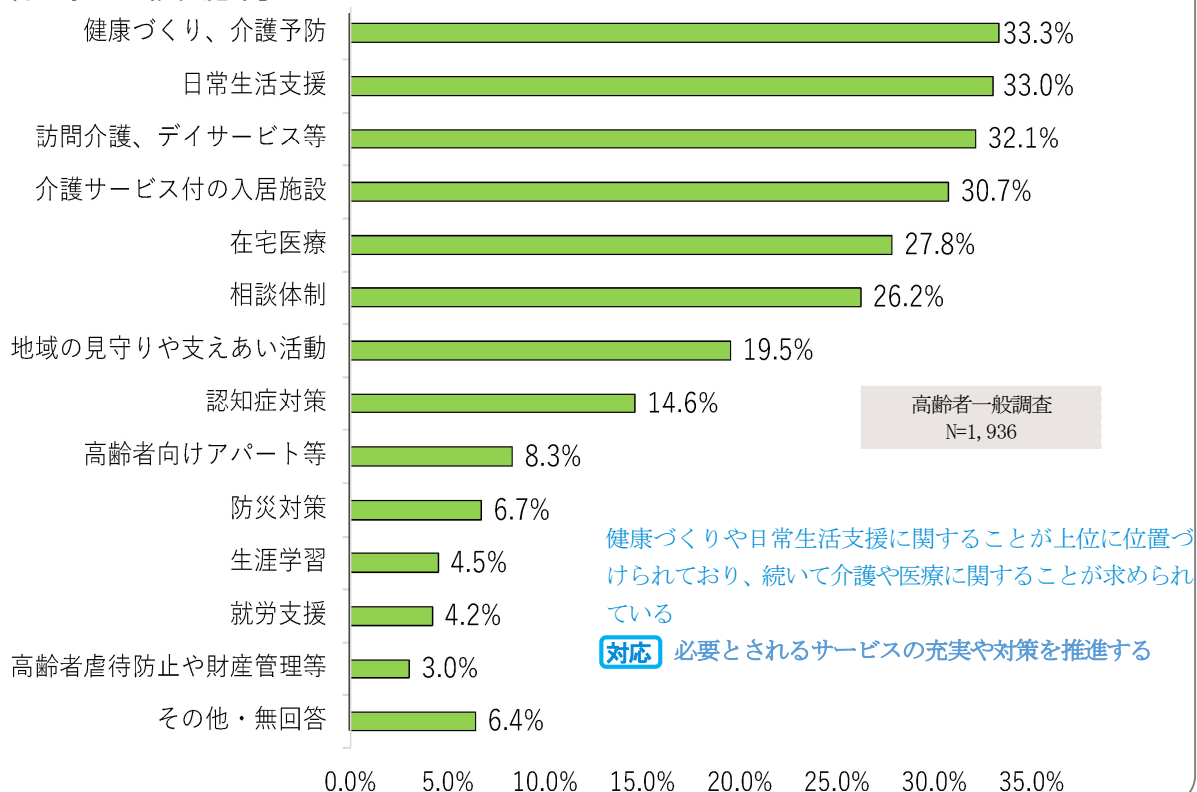
### [地域の支え合い活動の担い手としての参加希望]

高齢者一般調査  
N=1,936

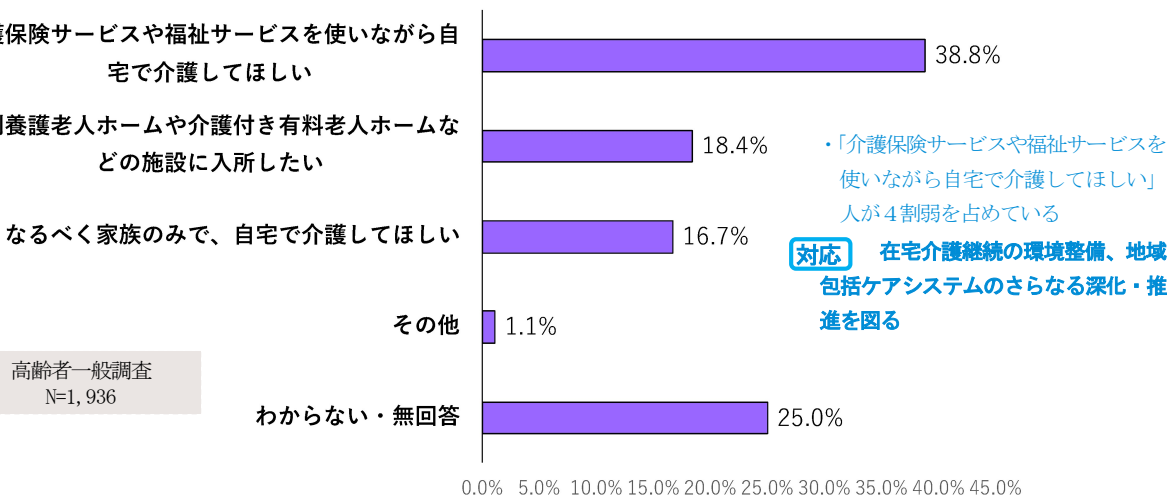


### [高齢者が求める福祉施策]

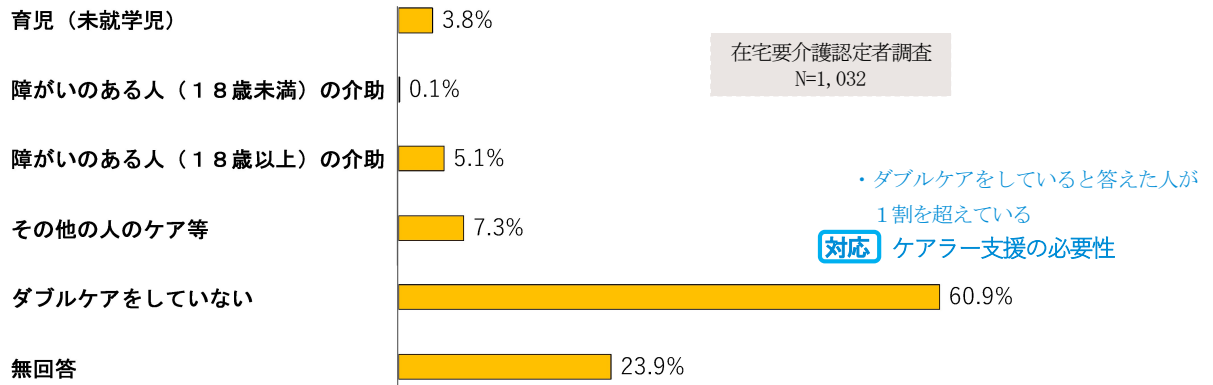
高齢者一般調査  
N=1,936



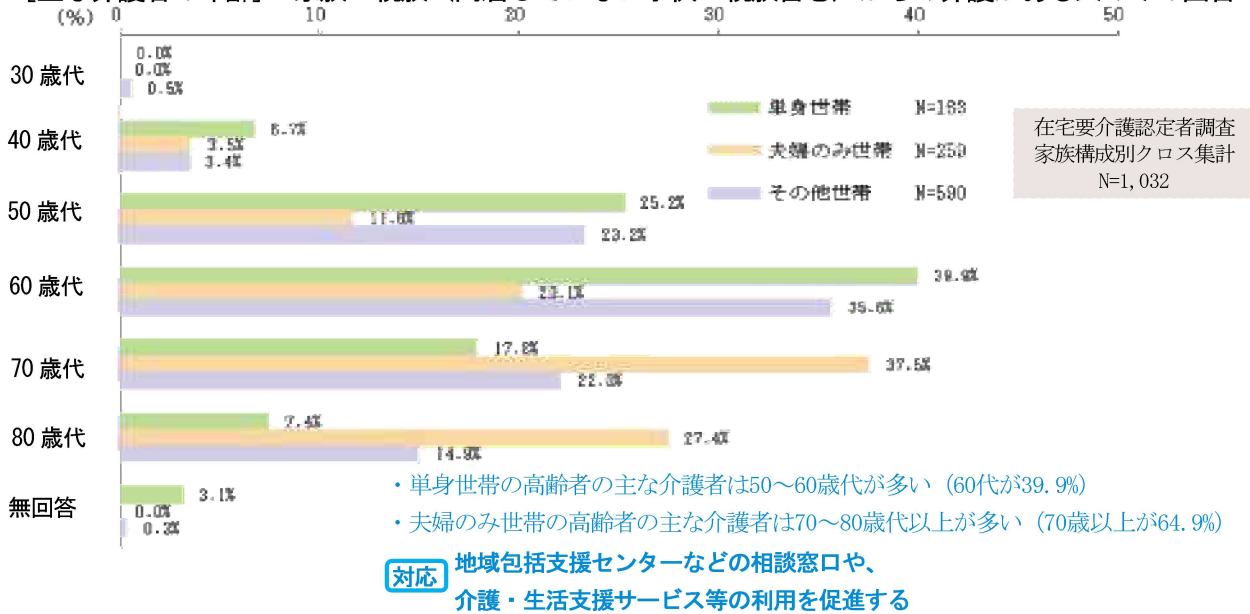
### [自身の介護場所] 自分に介護が必要になった場合の希望介護場所



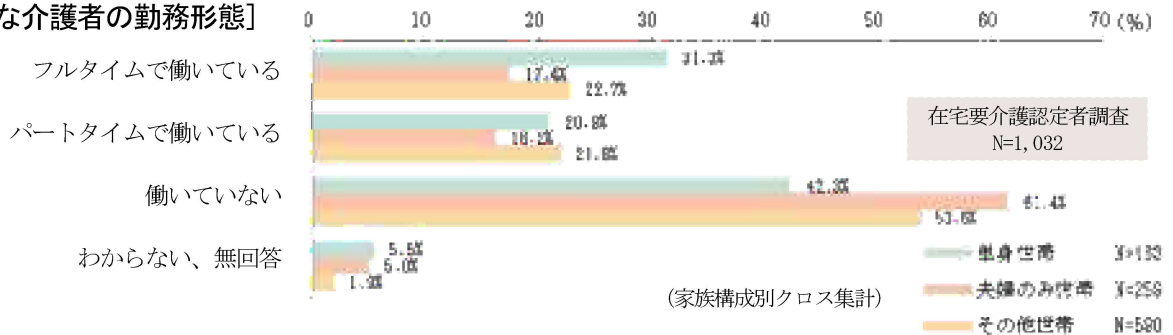
[ダブルケアの状況] 現在または過去5年以内に高齢者の介護と同時に行っているケア



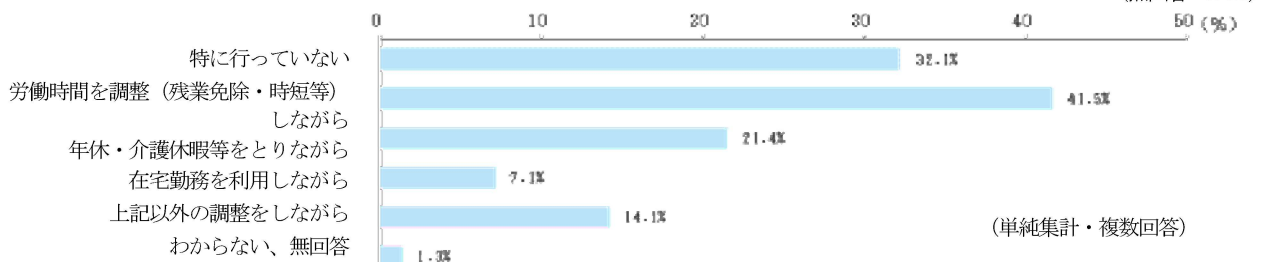
[主な介護者の年齢] 家族・親族（同居していない子供・親族含む）からの介護がある人のみの回答



[主な介護者の勤務形態]



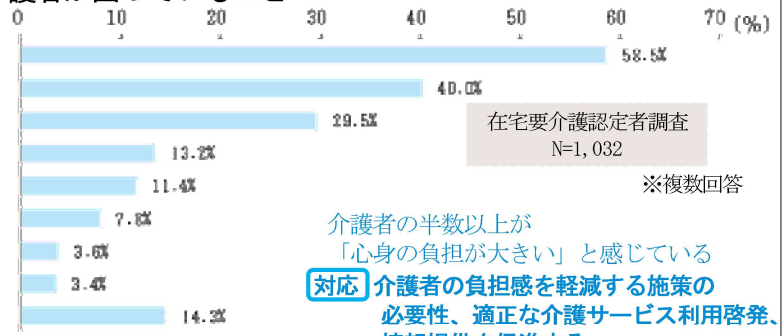
[介護のための働き方の調整]



・主な介護者のうち、単身世帯またはその他世帯では50%前後の方が働いている  
・働いている介護者の約8割は何らかの働き方の調整をしている  
**対応** 介護保険制度、介護サービス等の普及啓発に努める

**[介護者の困りごと] 介護する上で介護者が困っていること**

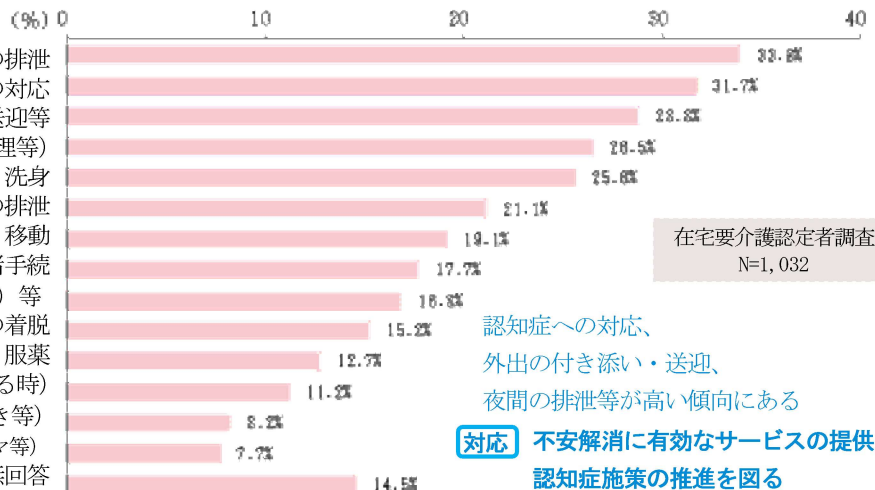
- 心身の負担が大きい
- 自分の時間が持てない、自分の仕事ができない
- 経済的な負担が大きい
- 特にない
- 本人が介護サービスを使いたがらない
- 別居のため、介護に向くのが大変
- 介護方法がわからない
- 家族や近隣の方などの理解が足りない
- その他、無回答



介護者の半数以上が「心身の負担が大きい」と感じている  
**対応** 介護者の負担感を軽減する施策の必要性、適正な介護サービス利用啓発、情報提供を促進する

**[介護者が不安に感じる介護] 現在の生活を継続するにあたっての不安**

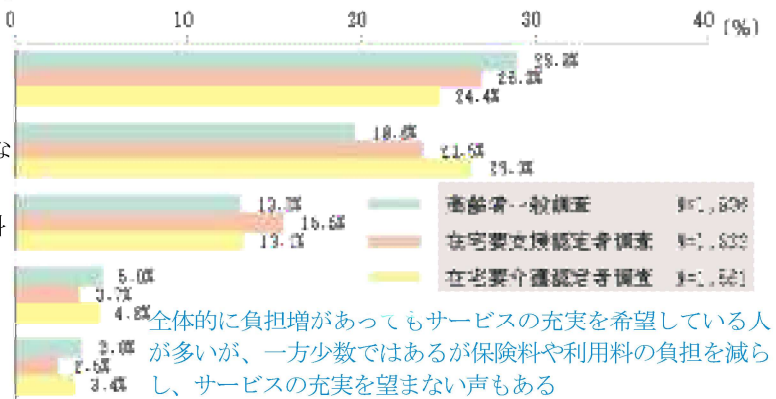
- 夜間の排泄
- 認知症への対応
- 外出の付き添い・送迎等
- 食事の準備（調理等）
- 入浴・洗身
- 日中の排泄
- 屋内の移乗・移動
- 金銭管理や生活面に必要な諸手続
- その他の家事（掃除・洗濯・買い物）等
- 衣服の着脱
- 服薬
- 食事の介助（食べる時）
- 身だしなみ（洗顔・歯磨き等）
- 医療面での対応（経管栄養・ストーマ等）
- その他、わからない、無回答



認知症への対応、外出の付き添い・送迎、夜間の排泄等が高い傾向にある  
**対応** 不安解消に有効なサービスの提供や認知症施策の推進を図る

**[介護保険サービスの充実と費用負担]**

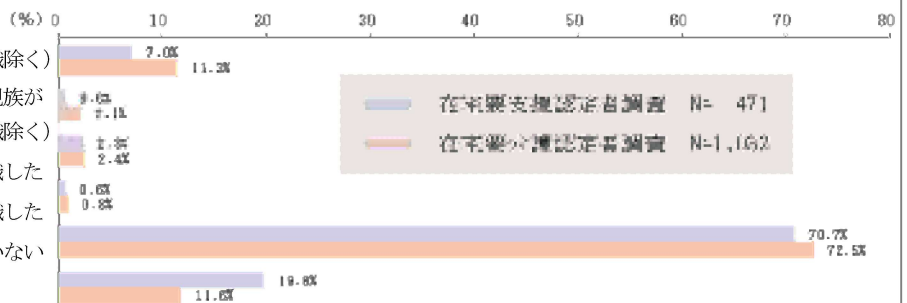
- サービスを充実させるために、利用料の負担が増えることはやむを得ないが、保険料の負担は現状程度とするのがよい
- サービスを充実させるために、保険料の負担がその分増えることはやむを得ないが、利用料の負担は現状程度とするのがよい
- サービスを充実させるために、保険料や利用料等の負担がその分増えてもやむを得ない
- 保険料や利用料の負担は現状程度とし、利用者の増加により、サービス量が低下してもやむを得ない
- 保険料や利用料の負担を減らし、サービスの充実は望まない



全体的に負担増があってもサービスの充実に希望している人が多いが、一方少数ではあるが保険料や利用料の負担を減らし、サービスの充実は望まない声もある  
**対応** 保険料設定の参考と介護保険制度の健全な運営に努める

**[介護のための離職] 家族・親族で過去1年間に仕事を辞めた人**

- 主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）
- 主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）
- 主な介護者が転職した
- 主な介護者以外の家族・親族が転職した
- 介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない
- わからない、無回答



過去1年間に、介護者や家族・親族で仕事を辞めた人は約1割

**対応** 介護のために離職する人をなくすため、サービス利用の相談支援体制の充実、介護施設の整備等の施策を推進する



## 4 法改正等への対応

### (1) 社会福祉法関連

平成29(2017)年に社会福祉法が一部改正され、市町村は、「包括的な支援体制の整備」に努めるものとされました。そして、令和2(2020)年の法改正において、「地域共生社会の実現」を目指し、「包括的な支援体制の整備」を実施するための一つの方策として、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

「重層的支援体制整備事業」は、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮などの既存制度の相談支援等の取り組みを活かしつつ、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行うことで、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的としています。

本市においては、令和6(2024)年度から「重層的支援体制整備事業」を実施します。

#### ■重層的支援体制整備事業で行う3つの支援

##### 「1 属性を問わない相談支援」

本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め支援関係機関全体で行う支援

##### 「2 参加支援」

本人や世帯の状態に寄り添い社会とのつながりをつくるための支援

##### 「3 地域づくりに向けた支援」

地域における活動の活性化等を通じ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

## (2) 介護保険法関連

令和6(2024)年の介護保険制度改正の趣旨は、各地域の中長期かつ複合的なニーズに対応するため、医療・介護の連携のもとで地域包括ケアシステムの構築を推進し、地域共生社会の実現に努めることです。

| No. | 主な改正点           | 背景・目的   | 具体的な改正点   |
|-----|-----------------|---|---|
| 1   | 地域包括支援センター体制の整備 | 地域包括支援センターへの期待及び業務量の増加に伴い、既存資源の効果的な活用・連携を推進することで、センターとして地域住民へより適切な支援を行う体制の整備を図る必要があります。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所による実施が可能となります。</li> <li>地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、業務の一部を居宅介護支援事業所等に委託することが可能になります。</li> </ul> |
| 2   | 介護給付適正化主要事業の見直し | 保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、給付適正化事業を再編し、実施内容の充実を図る必要があります。                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の給付適正化主要5事業を3事業に再編します。</li> <li>「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」は「ケアプラン点検」に統合し、実施の効率化を図ります。</li> </ul>                            |
| 3   | 利用者負担割合の見直し     | 高齢者人口の増加による給付費の増大、医療保険制度との整合性を確保し、持続可能な負担とする必要があります。                                    | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>※国において制度改正の協議中</p> </div>   |

## (3) 認知症基本法関連

令和5(2023)年6月に認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進することを目的に『共生社会の実現を推進するための認知症基本法(以下、認知症基本法)』が成立しました。認知症基本法の基本理念は、①本人・家族の意向尊重 ②国民の理解・共生社会 ③切れ目のない保健医療サービス・福祉サービスの提供 ④本人・家族等への支援 ⑤予防・リハビリテーション等の研究開発の推進 ⑥総合的な取組になります。

本市では、共生社会の実現のため、認知症基本法の理念に基づき、認知症本人や家族の声を聴きながら、認知症施策を進めてまいります。